

# 社会福祉法人葛巻町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成29年6月14日 制定

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葛巻町社会福祉協議会(以下「本会」という。)役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事、監事、評議員
- (2) 本会会長が委嘱した各種委員会委員等

## (報酬の額及び支給方法)

第3条 役員等が町内で開催される理事会、評議員会、監事会、各種委員会等に出席したときは、別表1により報酬を支給する。ただし、役員等に本会職員、地方公共団体職員、福祉施設職員等が就任した場合、報酬は支給しない。

2 同一人が同一の日に複数の会議等に出席した場合は、そのいずれか1つに出席したものとみなして前項を適用する。

## (費用弁償)

第4条 役員等がその職務のため会議等に出席したときは、費用弁償を別表2のとおり支給する。

## (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

1. この規程は、平成29年6月14日から施行する。
2. 平成21年3月26日制定の社会福祉法人葛巻町社会福祉協議会役員報酬規程は廃止する。

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	報酬の額	支給方法
会 長	年額 360,000円	本人の指定する金融機関口座へ振込
会長以外の理事	日額 4,000円	”
監 事	日額 4,000円	”
評議員	日額 4,000円	”
会長が委嘱した各種委員	日額 2,000円	”

別表 2 (第 4 条関係)

区 分	費用弁償の額
理事、監事、評議員	交通費実費相当額
会長が委嘱した各種委員	”